

試 験	30年
平成59年3月31日	

運転免許の技能試験官の指定等に関する規程

平成16年3月1日
福井県公安委員会規程第3号

改正

平成24年3月27日公委規程第8号 平成29年2月24日公委規程第4号

運転免許の技能試験官の指定等に関する規程を次のように定める。

福井県公安委員会委員長 三田村 俊文

運転免許の技能試験官の指定等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第24条第8項及び運転免許に係る技能試験等の実施基準に関する規程（平成24年福井県公安委員会規程第8号。以下「規程」という。）第10条の規定により技能試験を受ける者の運転する自動車に同乗する警察職員（以下「技能試験官」という。）の指定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定基準)

第2条 技能試験官として指定する場合の資格要件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 福井県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に勤務する巡査部長以上の階級にある警察官又はこれと同等の職にある職員であること。
- (2) 25歳以上の者であること。
- (3) 技能試験官として従事する規程第2条第1号から3号までの技能試験、技能検査及び技能審査（以下「試験等」という。）に用いられる自動車に係る運転免許（仮免許を除く。以下「免許」という。）を現に受けており、かつ、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。ただし、大型自動二輪車又は普通自動二輪車（以下「二輪車」という。）に係る技能試験官の場合は、二輪車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。
- (4) 次の各号に掲げる技能及び知識を有する者であること。
 - ア 技能試験官として必要な運転技能
 - イ 技能試験の実施に関する知識
 - ウ 交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）の内容となっている事項に関する知識
 - エ 自動車の運転技能に関する採点方法
 - オ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
- (5) 職務の特性に鑑み、次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 公衆接遇上適格性を欠くと認められる者

イ 過去3年以内に道路交通法（昭和35年法律第105号）違反又は業務上過失傷害罪により罰金以上の刑に処せられた者

（技能試験官の候補者）

第3条 運転免許課長は、前条各号の要件に該当すると認める者を、技能試験官の候補者として選任することができる。

（教養の実施）

第4条 運転免許課長は、技能試験官の候補者のうち、新たに技能試験官として指定を受けようとする者（以下「新規指定者」という。）及び技能試験官の職から離れていた者で再び技能試験官として指定を受けようとする者（以下「再指定者」という。）に対しそれぞれ技能試験官の教養科目及び教養時間（別表第1）に基づき教養を行うものとする。ただし、交通警察業務について相当の経験を有する者が教養を受けようとする場合には、適宜、教養の科目及び時間の一部を省略することができる。

2 運転免許課長は、技能試験官に対し技能試験の実施に必要な事項について、月10時間以上の教養を行うものとする。

（技能試験官の指定）

第5条 運転免許課長は、前条に規定する教養を終了した者のうちから、技能試験官の指定を受けようとするときは、技能試験官の指定申請書（別記様式第1号）にその者の指定に関する意見を付して、福井県公安委員会に申請を行うものとする。

2 技能試験官の指定は、指定書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

（指定の解除）

第6条 技能試験官としての指定を解除する場合は、次の各号によるものとする。

(1) 人事異動等によりその職を離れる場合

(2) 健康上、技能試験官として職務を果たすことができない場合

2 前項の規定により指定を解除された者は、速やかに指定書を公安委員会に返納するものとする。

（服装等）

第7条 技能試験官の服装は、技能試験官の服制（別表第2）に定めるところによる。ただし、技能試験官が警察官である場合は、制服とする。

2 技能試験官に貸与する被服の品目、制式、員数、使用期間等は、技能試験官の服制のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合は、その貸与の品目の員数を増減し、又は使用期間を短縮することができる。

（被服の貸与及び返納）

第8条 前条の被服は、技能試験官として指定されたときに貸与し、その指定を解除されたときに返納するものとする。

（簿冊の備付け）

第9条 運転免許課長は、技能試験官の指定等の状況を明らかにしておくため、技能試験官指定原簿（別記様式第3号）を作成し、30年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日福井県公安委員会規程第8号）
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月24日福井県公安委員会規程第4号）
この規程は、平成29年3月12日から施行する。

別記様式省略

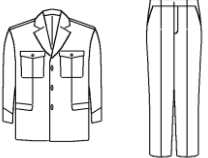
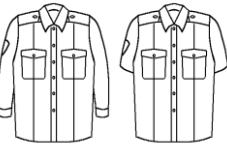
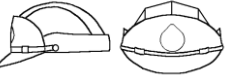

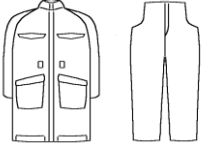

別表第1

技能試験官の教養科目及び教養時間

項目	教 養 科 目	指定種別ごと教養時間	
		新規指定者	再指定者
一般教養	運転免許制度の教養	2 時間以上	—
	試験官の心構え	2 "	2 時間以上
	運転免許事務の概要	3 "	—
	運転心理	3 "	—
	教 養 時 間 小 計	10 "	2 時間以上
基礎教養	交通の方法に関する教則の内容となっている事項	60 "	4 "
	自動車の構造及び取扱いの方法	20 "	3 "
	自動車の安全な運転に関する知識	50 "	4 "
	試験官として必要な自動車の運転技能	90 "	8 "
	運転免許試験に関する法令等の知識	30 "	2 "
	教 養 時 間 小 計	250 "	21 "
実務教養	技能試験の実施に関する実務	20 "	3 "
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	150 "	15 "
	自動車の運転技能に関する採点方法	120 "	10 "
	試験実施基準に関する知識	130 "	12 "
	教 養 時 間 小 計	420 "	40 "
教 養 時 間 合 計		680 "	63 "

別表第2

技能試験官の服制

貸与品目	制式等	略 図	員数	使用 期間	着 用 期 間
冬 服	上衣肩章及び袖章を付けないほか、警察官と同様とする。	上 着 ズボン 	1着	12月	12月1日から翌年3月31日まで
合 服	同 上		1着	12月	4月1日から5月31日まで及び 10月1日から11月30日まで
夏 服	同 上	長 袖 半そで	1着	4月	6月1日から9月30日まで
冬ワイシャツ	警察官と同様とする。		1着	4月	12月1日から翌年3月31日まで
合ワイシャツ	同 上		1着	4月	4月1日から5月31日まで及び10月 1日から11月30日まで
冬 帽 子	階級表示を付けないほか、警察官の活動帽と同様とする。	側 面 前 面 	1個	16月	12月1日から翌年3月31日まで
合 帽 子	同 上		1個	16月	4月1日から5月31日まで及び 10月1日から11月30日まで
夏 帽 子	同 上		1個	16月	6月1日から9月30日まで
防 寒 服	肩章を付けないほか、形状地質ともに警察官と同様とする。	前 面 ズボン 	1着	30月	10月1日から翌年4月30日までのうち 寒冷なとき
雨 衣	同 上	前 面 ズボン 	1着	36月	雪雨のとき
冬ネクタイ	警察官と同様とする。		1個	4月	12月1日から翌年3月31日まで
合ネクタイ			1個	4月	4月1日から5月31日まで及び 10月1日から11月30日まで
靴 下	同 上		2足	4月	
短 靴	同 上		1足	12月	
長 靴	同 上		1足	12月	
ベルト	同 上		1個	36月	

